

# 令和5年分 株式等の譲渡所得等の申告のしかた

- 令和5年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告の相談及び申告書の受付は、**令和6年2月16日(金)から同年3月15日(金)まで**です。  
なお、還付申告書は、令和6年2月15日(木)以前でも提出できます。
- 令和5年分の所得税及び復興特別所得税の納期限は、**令和6年3月15日(金)**です。

## 確定申告書等作成コーナーで申告書を作成・e-Taxで送信!

### ✓ e-Taxの5つのメリット

- 税務署への持参 不要
- 印刷・郵送代 不要
- 添付書類 提出不要 ※一部の書類を除きます
- 確定申告期間 24時間利用可能 ※メンテナンス時間を除きます
- 早期還付 (3週間程度で還付)

令和4年分の確定申告をした方のうち、**3人に2人が** e-Taxで申告しています!

## キャッシュレス納付で待ち時間不要!

- ✓ 自宅から納付可能
- ✓ PCやスマホから簡単手続
- ✓ 現金の準備が不要



▷納付手続については  
こちら



## 株式の特定口座の申告はスマホからが便利!



マイナちゃん

- 「確定申告書等作成コーナー」の**スマホ専用画面**から、**特定口座**の取引に係る上場株式等の譲渡所得等の申告書を作成することができます。
- マイナポータル連携を利用することで、申告書を作成する際に**特定口座**年間取引報告書の記載内容(金額・証券会社情報など)が**自動入力**されます。

▷作成はこちら



## 確定申告でお困りのときは“ふたば”にご相談ください!



税務職員ふたば

- 確定申告に関する疑問は、国税庁ホームページ**税務相談チャットボット**の「税務職員ふたば」にご相談ください。
- お問合せ内容をメニューから選択するか、文字を入力いただくことにより、人工知能(AI)が自動でお答えします。

▷ご相談はこちら

